平成30年度 三菱商事留学生奨学金 募集•推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会(以下「本協会」という。)では、三菱商事株式会社(代表取締役社長 垣内 威彦)のご支援により、「三菱商事留学生奨学金」(以下「本奨学金」という。)の受給者を下記により募集する。

記

1. 目 的

本奨学金は、日本の大学及び大学院に在籍する優秀な私費外国人留学生に対して奨学金を支給することによって、経済的不安を緩和し、学習効果を高めることに寄与することを目的とする。

2. 奨学金の寄付者及び寄付の趣旨

本奨学金の寄付者である三菱商事株式会社は、企業理念である「三綱領(所期奉公・処事光明・立業貿易)※」の精神を基盤に、海外諸国との国際交流・異文化交流を図り、有用人材の育成を行うことを目的として資金を提供された。

- ※ 「三綱領」…三菱四代目社長岩崎小彌太の訓諭をもとに、昭和 9 年に制定され、三菱商事㈱の企業理念となっています。三菱 商事㈱では、この精神を土台とし、世界中で幅広い分野における貢献活動を行っています。
 - ・所期奉公一事業を通じ、物心共に豊かな社会の実現に努力すると同時に、かけがえのない地球環境の維持にも貢献する。
 - ・処事光明-公明正大で品格のある行動を旨とし、活動の公開性、透明性を堅持する。
 - ・立業貿易-全世界、宇宙的視野に立脚した事業展開を図る。

3. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

(1) 平成30年4月現在で、日本国内の大学(以下「大学」という)の学部、大学院に正規生として在籍(注:学年 指定あり)する私費外国人留学生。日本国内の大学とは寄付者と協議の上選定した指定校制とする。また、 在留資格は留学であること。

注:学年指定は次のとおりとする。

- ・ 学部 :3~4 年次(6 年制の場合は5~6 年次)
- 修士(博士前期)課程:1~2年次
- 博士(博士後期)課程:1~3年次(4年制の場合2~4年次)
- ・ 5年一貫制博士課程 :1~5年次(2年次修了時に修士号が授与されない場合 3~5年次)
- (2) 経済的な援助を必要としている者(アルバイト等による収入に頼る割合の高い者)。
- (3) 本奨学金の受給期間中、他の奨学金を受けない者[貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金は除く]。
- (4) 最短でも1年間受給する資格を有する者。
- (5) これまでに三菱商事留学生奨学金を受給していない者。
- (6) 心身共に健康であり、かつ品行方正で学業成績が優秀な者。
- (7) 国際交流を通しての社会貢献活動に強く関心を持ち、現在・将来を通じて国際社会の発展に貢献する意欲 の強い者。
- (8) 原則として、受給期間中に6ヶ月以上海外に渡航する予定のない者。
- (9) 在籍大学の長の推薦を受けることができる者。

4. 採用人数

50 名程度

5. 支給内容

月額奨学金 100,000 円(学部生)、150,000 円(大学院生)

6. 支給期間

- (1) 学部 : 平成 30 年 4 月より学部卒業まで(最長 2 年間)
- (2) 修士(博士前期)課程:平成30年4月より修士(博士前期)課程修了まで(最長2年間)
- (3) 博士(博士後期)課程:平成30年4月より博士(博士後期)課程修了まで(最長3年間)
- ※ いずれの場合も標準修業年限内に限る。
- ※ 5年一貫制博士課程については、2年次修了時に修士号が授与される場合、1~2年次を修士課程、3~5年 次を博士課程として、上記(2)または(3)を準用する。
- ※ 卒業・修了(5年ー貫制博士課程での修士号取得を含む)後、上位課程へ進学(5年ー貫制博士課程の場合 3年次へ進級)した場合でも、支給は継続されない。

7. 応募•推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者(以下「応募者」という。)は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理 事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3. に挙げる応募資格に該当する者について、8. に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出す るものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

8. 応募・推薦書類

- (1) 願書(別紙様式 1。原則として日本語で記載されたものに限る。但し、英語のみで 1 通 学位を取得できるプログラムに在籍する者に限り、英語による記載でもよい。)
- 1葉 (2) 応募者の写真(最近 6 ヶ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、 脱帽、裏面に氏名を記入し、願書の所定欄に貼付すること。)
- (3) 推薦書(別紙様式2)(推薦理由は指導教官等が記入すること。)

1通 (4) 平成28年度の学業成績証明書の写(学業成績証明書の提出が出来ない場合は、 1通 理由書(様式任意)を添付すること。)

9. 応募・推薦書類の提出期限

平成30年1月25日(木)本協会必着。なお、締切期日を過ぎた場合や、提出書類に不備がある場合は、受理し ない。また、提出書類は一切返却しない。

10. 選考方法及び結果の通知

理事長は、7.の(2)により推薦された者について、寄付者とともに選考を行い、受給者を決定する。結果は、平成 30年3月下旬を目途に、大学を通じて通知する。

11. 支給方法

本奨学金は、別に定める方法により、大学を通じて支給する。

12. 受給者の義務

- (1) 受給者は、本奨学金支給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学 金受給終了後、所定の様式により、大学を通じて理事長に提出しなければならない。
- (2) 受給者は、住所・連絡先及び所属先(大学、就職先等)に変更があった場合、本奨学金受給期間中は大学 を通じて、受給終了後は直接本協会へ遅滞なく届け出なければならない。
- (3) 受給者は、本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への 回答をしなければならない。

(4) 受給者は、寄付者の要請に応じ、交流会(年1、2回)に可能な限り参加しなければならない。

13. 奨学金の休止又は終了

- (1) 受給者が長期欠席又は6ヶ月以上海外に渡航した場合は、原則として本奨学金を支給しない。
- (2) 受給者が、次の①から④のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を打ち切る。
 - ① 大学を休学又は留年した場合
 - ② 本奨学金受給者の義務を怠った場合。
 - ③ この要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ④ その他受給者として相応しくないと判断された場合。
- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、受給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知のうえ、休止又は終了する。

14.その他(注意事項等)

- (1) 受給者は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13.に挙げる事項に該当する場合、すでに支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他への付帯義務を負うものではない。
- (2) 受給者として採用された場合は、本奨学金を辞退して他の奨学金を受給することはできない。

15. 個人情報の取扱いについて

応募・推薦書類上の個人情報は、本協会の実施する学生支援事業にのみ利用し、その他の目的には利用しない。

16. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 事業部 国際交流課 〒105-0003 東京都港区西新橋 1-13-1 DLX ビルディング 12 階 TEL: 03-5454-5274 FAX: 03-5454-5242 E-mail: ix@jees.or. ip

以上